羽咋市地域おこし協力隊設置要綱

平成 27 年 3 月 31 日 告示第 93 号

(目的)

第1条 半島地域という条件不利地域であり、人口減少や高齢化等の問題が進行する本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着と地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号)に基づき、羽咋市地域おこし協力隊(以下「地域おこし協力隊」という。)を設置する。

(定義)

- 第2条 この要綱において「地域協力活動」とは、地域力の維持活性化に資する次の各号 に掲げる活動をいう。
 - (1) 都市と農山漁村地域の交流事業の支援
 - (2) 地域資源(観光・特産品)の発掘、振興支援
 - (3)農林水産業の振興に係る支援
 - (4) 集落の生活環境維持に係る支援
 - (5) 高齢者の見守りに係る支援
 - (6) 地域行事に係る支援
 - (7) その他地域活性化に係る活動

(地域おこし協力隊の活動)

第3条 地域おこし協力隊は、前条の地域協力活動を行う。

(身分)

- 第4条 地域おこし協力隊の身分は、次のいずれかとする。
 - (1)任命隊員 地方公務員法第22の2第1項第1号の規定による会計年度任用職員と して任用する隊員
 - (2) 委嘱隊員 市長から委嘱を受け、活動を行う隊員

(任命又は委嘱)

- 第5条 地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、市長が任命又は委嘱(以下「任用」という。)する。
 - (1) 生活の拠点を、三大都市圏をはじめとする都市地域等から本市に移し、住民票を 異動することが可能な者(異動前の居住地域が過疎地域などの条件不利地域に指定され ていないこと。)
 - (2)心身ともに健康で、地域活動に意欲と情熱をもって参加できると認められること。 (任期)
- 第6条 隊員の任用期間は1年以内とし、最大3年まで延長することができるものとする。 ただし、初年度については着任時から翌年3月31日までとする。

(報酬等)

第7条 任命隊員の報酬及び手当等は別に定める。委嘱隊員の報酬は、次の報酬月額表を 適用する。

委嘱隊員	
委嘱期間	月額
1年	220,000円
2年	240,000円
3年	260,000円

2 委嘱隊員に対する賞与、割増報酬および退職手当は、原則として支給しない。 (活動経費)

第8条 市長は、隊員の職務遂行に必要な経費を予算の範囲内で支援する。

(守秘義務)

第9条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、 同様とする。

(業務報告)

第10条 隊員は、必要に応じて市長に業務報告を行わなければならない。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。